

第6分庁舎における相談窓口等整備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

鎌倉市では、新たに建設を予定している鎌倉市第6分庁舎（以下「第6分庁舎」という。）において、令和5年度から、子育てに困っている方への相談サービスをより効果的に提供することを目的とした総合相談窓口を開設するとともに、職員間及び職員と市民とのコミュニケーションに必要なWeb会議環境等を整備した会議室を設置する。

併せて、第6分庁舎は、新たな本庁舎等に向けたモデルオフィスとして、ICTを活用した新しい行政サービスのあり方や職員の働き方を、来庁者や職員が体験できる機能を有する庁舎として整備することにより、市民に対するサービスと職員の事務効率の向上に寄与することを目指している。

本実施要領は、これらを実現するため、第6分庁舎における相談窓口等整備業務を行う事業者を公募型プロポーザルにより選考するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第6分庁舎における相談窓口等整備業務委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙「第6分庁舎における相談窓口等整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

(5) 事業費限度額

本業務の事業費限度額は22,028,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

(6) 支払い条件

業務完了確認後の一括払いとする。

3 担当課

鎌倉市共生共創部行政マネジメント課（担当：陸川、大島）

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 電話：0467-23-3000（内線2220）

メールアドレス：jimukan1@city.kamakura.kanagawa.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる条件をすべて満たすこと。複数の事業者による共同提案の場合、提案者全てが次に掲げる条件（（9）を除く。）を満たすこととし、代表となる事業者が（9）の条件を満たすこととします。

- (1) 神奈川県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (5) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準(平成28年3月31日)の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (6) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (7) 当該プロポーザルの募集開始日から過去2年以内に、銀行取引停止処分を受けていない者。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度鎌倉市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 当該プロポーザルの募集開始日から過去6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出していない者。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度鎌倉市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (9) 国又は地方公共団体において、本業務の内容と同種又は類似の業務を、元請として受注し、平成31年(2019年)4月1日以降に履行を完了した実績を有すること。

5 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は次のとおりとする。

- (1) 参加申込み期間
令和4年(2022年)8月1日(月)～8月16日(火)午後5時
- (2) 提案書等の作成に係る質問の受付期間
令和4年(2022年)8月1日(月)～8月8日(月)午後5時
- (3) 提案書等提出期間
令和4年(2022年)8月19日(金)～8月24日(水)午後5時
- (4) プレゼンテーション(ヒアリング)
令和4年(2022年)8月30日(火)(予定)
- (5) 最優秀提案の選出・結果通知
令和4年(2022年)9月14日(水)(予定)

6 参加申込み・資格審査

このプロポーザルに参加する場合は、参加申込みに必要な書類を提出すること。共同提案の場合、一者を代表事業者に定め、鎌倉市への書類提出等は代表事業者が行うこと。

なお、共同提案を行う者は単独での提案及びその他の者との共同提案を行うことはできないものとする。

(1) 参加申込み期間（再掲）

令和4年（2022年）8月1日（月）～8月16日（火）午後5時

(2) 提出書類

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル参加 表明書	指定様式1（共同提案の場合は様式1-2）
②	業務実績書	指定様式2
③	全部事項証明書	発行3か月以内のもの。複写物でも可
④	会社概要等が分かる書類	パンフレット等
(提出書類に関する注意事項) 共同提案の場合は、代表事業者が共同提案者に係る②～④の書類も合わせて提出をしてください。		

(3) 提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（必着）にて行政マネジメント課へ1部提出。共同提案の場合は、全ての事業者についてとりまとめて提出すること。

(4) 参加資格の審査等

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和4年（2022年）8月18日（木）までに参加資格の審査結果について電子メールで通知（予定）する。

参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）は、提案書等の提出及びプレゼンテーション（第一次審査通過者のみ）に参加する。

7 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式3）を提出すること（共同提案の場合は代表事業者が提出）。

(1) 提案書等の作成に係る質問の受付期間（再掲）

令和4年（2022年）8月1日（月）～8月8日（月）午後5時

(2) 提出方法

質問票に必要事項を記入し、電子メールに添付して行政マネジメント課へ提出する。
※メール送信後、行政マネジメント課に受信確認の電話をしてください。

(3) 質問への回答

質問及びその回答の内容は、令和4年（2022年）8月12日（金）までに鎌倉市ホームページ上にて公表。

8 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類を提出すること。

(1) 提案書等提出期間（再掲）

令和4年（2022年）8月19日（金）～8月24日（水）午後5時

(2) 提出書類

・提出部数は、正本1部（①～⑦を一式）、副本8部（②～⑤を一式）とする。

- ・ 正本だけに事業者名を入れ、副本には、事業者名や事業者が特定できる箇所を隠す等、提出者が分からないような処理を施すこと。

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル 届出書兼誓約書	指定様式 4（共同提案の場合は様式 4-2）
②	実施体制調書	指定様式 5
③	業務工程表	任意書式 ※履行期間における業務工程（作業項目）について、作業の順序や関係性等を分かりやすく記載してください。
④	提案書	任意様式（A4、20 ページ程度まで） ※業務内容について、以下の項目を含めて作成してください。 ※提案内容は、文章・表・図面・画像等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 ※（イ）及び（ウ）は、「提案用図面サンプル」を参考に作成したレイアウト案（⑤）を元に提案をしてください。 （ア）全体計画の作成についての提案 （イ）子育てに関する総合相談窓口に関する基本・実施設計についての提案 （ウ）職員の働き方及び業務効率の向上に関する基本・実施設計についての提案 （エ）庁内検討作業部会等の運営支援体制についての提案
⑤	平面図等 （1 階及び 2 階）	任意書式。「提案用図面サンプル」を参考に、レイアウト案を示した平面図を作成すること。また、3Dシミュレーター等による立体的なイメージ図があるとより望ましい。
⑥	見積書	任意様式。本業務に係る費用を見積もること。 なお、見積書は仕様書に記載のある機能要件毎に、金額等の内訳（積算内容）を明記すること。
⑦	その他	・ 見積書に記載する什器等の規格や性能が分かるカタログ等（見積書の型番と照合できるようにすること。）
<p>（提出書類作成に関する注意事項）</p> <p>日本工業規格による A4 版の規格、左綴じで作成してください。⑦については、サイズを問いません。</p> <p>作成にあたっては、別紙「仕様書」「提案用図面サンプル」「審査基準」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。</p> <p>提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）は記載しないこと。</p> <p>なお、「提案用図面サンプル」は、参加事業者の提案を同一条件の元で比較し、選定するために想定として作成したものであり、実際の庁舎設計図面として確定したものではありません。</p>		

9 プレゼンテーション（プロポーザルに係るヒアリング）

参加事業者は、提出した提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施すること。

(1) プレゼンテーション実施日（再掲）

令和4年（2022年）8月30日（火）（予定）

※実施日が変更になる場合は、参加事業者に別途連絡を行います。

(2) プレゼンテーション会場等

時間及び場所等の詳細については別途連絡します。

(3) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席とすること。

また、プレゼンテーションは、本業務を主に携わる者が行うこと。

(4) プレゼンテーション審査内容

20分間のプレゼンテーション（20分を経過した場合は、途中でも終了となります）の後、提出書類の内容等に関する質疑応答（30分程度。質疑応答の内容により30分を超える場合もある）を行う。プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現は行わないこと。また、プロジェクター、スクリーンは鎌倉市が用意することから、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、行政マネジメント課に事前に連絡すること。その他説明に必要なものは、事業者が用意すること。

(5) その他

プレゼンテーションは非公開とする。

10 選定方法

提案書等及びプレゼンテーションに基づき、第6分庁舎における相談窓口等整備業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が次のとおりに選定を行う。

(1) 最優秀提案者の選定

各委員が選定基準により採点の上、最高得点者を最優秀提案者（優先交渉権者）として決定し、次に高かった者を次点の事業者として決定する。最高得点者が複数の場合は、委員会で協議の上、決定する。また、参加事業者が1者の場合も選定を行う。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、事業者として選定しない。

(2) 選定における評価基準

別紙「第6分庁舎における相談窓口等整備業務委託審査基準」のとおり。

(3) その他

委員会は非公開とする。

11 結果の通知及び公表

選定結果については、令和4年（2022年）9月14日（水）までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知する（予定）。また、契約締結後、鎌倉市ホームページで公表する。

12 契約締結等

最優秀提案者との契約は、選定された提案内容を基に、細部について鎌倉市と協議し、事業費限度額内で詳細な業務内容及び契約金額を決定した上で行うものとする。

なお、最優秀提案者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行う。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (9) 各前号に定めるものほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為や提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、鎌倉市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 「6 参加申込み」の後に、辞退する場合は「辞退届（様式6）」を提出するものとする（共同提案の場合は様式6-2）。
- (8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令の定めるところによる。